

令和7年2月5日

要 望 書

OTC 医薬品の不適切服用防止を考慮した販売現場のあり方と薬剤師の常在について

NPO ふあるま・ねっと・みやぎ
代表 戸田 紘子

NPOふあるま・ねっと・みやぎは薬剤師が運営する非営利任意団体です。

ドラッグストア等の OTC 医薬品売り場のあり方と薬剤師の常在について下記のとおり要望します。

<要望事項>

1. ドラッグストア等一定規模以上の店舗に一名以上の OTC 医薬品売り場専任の薬剤師を配置するための法整備を行う。併設の調剤薬剤師は含めないものとする。
2. 相談対応の資料等を揃えた独立した、アクセスしやすい医薬品専用レジカウンターを設置し、医薬品の販売は全て当該レジによるものとする。
3. 濫用のおそれのある成分を一定量以上含む OTC 医薬品（第一類を除く）は、専用レジカウンターから約 3m 径内に陳列するものとし、常に専門家の視界に入るよう配置する。

<要望の趣旨>

NPOふあるま・ねっと・みやぎはその前身である「NPO 法人ふあるま・ねっと・みやぎ」時代を含めて約 20 年間 OTC 医薬品および「いわゆる健康食品」のあり方や適正情報を広める活動に取り組んできました。薬物依存や過剰摂取あるいはドーピングの問題については、「医薬品の安全かつ適正な使用」のゲートキーパーである薬剤師として看過できない問題であると認識しています。同時に、OTC 医薬品の大量供給元であるチェーンドラッグストア等の販売現場の現状と急激に顕在化した若年者の不適切服用の問題を憂慮しています。

1. OTC 医薬品の位置づけについて

WHO のガイドラインを踏襲して OTC 医薬品は「セルフメディケーション(以後 SM)に用いられる医薬品」と位置づけられ、その前提として①モノの性質(副作用のリスク)に応じた分類 ②モノの特性(依存性・過量服薬等)に応じた対策 ③用法用量を守る等の適正使用のために専門家が関与するの 3 点が挙げられている。近年の若年者による不適切服用の急増により上記 3 点についての問題点が顕在化した。その対策として出された新たな手続き等と販売方法は、ドラッグストア等の現状を十分に踏まえていないばかりでなく、OTC 医薬品たる前提についての基本的検討がなされたものとは言いがたい。特に、上記前提③における専門家の職種と関わり方は重要である。

2. 販売現場における「専門家」について

平成 18 年 6 月の薬事法改正により「販売を担う専門家」として登録販売者が誕生したが、登録販売者のみ

の売り場では、高齢者の多剤服用、薬剤の多彩な作用、医師や関連機関との連携などへの対応は難しい。このような状況の中で表面化してきたのが「若年者の OTC 薬過剰服用問題」であり、OTC 医薬品のあり方、販売の仕方、専門家の質と関与等の見直しが喫緊の問題として論じられるようになった。そこで浮上した対策が対象医薬品の「いわば隔離」と「専門家の関与」であった。

日本チェーンドラッグストア協会は「医薬品の販売制度に関する検討会」のとりまとめ案の「いわば隔離」対策は非現実的だとして現状維持を求め、代わりに有資格者の増員等に対応すると強調しているが、有資格者の職種と人数及び役割について具体的に述べてはいない。有資格者への人的投資の中に薬剤師はどの程度含まれるかが問題である。

OTC 医薬品の濫用抑制策の中では、販売現場において購入者の状況確認や販売可否の判断をし、必要な支援につなげるなど有資格者がゲートキーパーとして役割を果たすよう求めており、多くのメディア報道でも同様な指摘がなされている。しかし現在のドラッグストアにおける有資格者とは概ね登録販売者であり単独でのゲートキーパーの任は重すぎると考えられる。有資格者として薬剤師と登録販売者の連携が重要であり、販売現場に薬剤師の常在は必須である。

以上